

財団法人 織部の里もとす

# 事業計画書

平成24年4月1日から平成25年3月31日

## 1 事業実施方針

本巢市は、緑あふれる森林や根尾川のきらめく水の流れ、田園風景、淡墨桜、温泉資源など、美しく豊かな自然環境や多くの歴史的文化遺産に恵まれており、また、県都岐阜市に隣接し、名古屋都市圏に近いことから、都市との交流地域、近郊農業地帯及び近郊住宅地としての自然的・地理的優位性を有しております。

また、安土桃山時代の武将で、茶人であり陶人でもある古田織部生誕の地の利を活かし、オリベイズム（自由奔放、独創性等の織部の特徴、理念）の精神を取り入れた産業、文化の活性化を推進し、活力あるまちづくりが進められています。

この豊かな自然環境を維持し、優れた社会環境を活用して、「まち」の持続的な発展を図っていくことが私たちの責務であります。

このため、当財団においては、世界的な経済不況に伴う消費の低迷のさ中ではありますが、「まち」の更なる発展の一翼を担うべく、まちづくりの拠点となる施設「織部の里もとす」の効率的で安定した管理・運営を行い、施設利用者への各種サービスの維持向上を図るとともに、地元農林業経営者や中小企業者、商工会、森林組合、農業協同組合、観光協会等の各種団体と連携して農林水産物及び加工品の開発・販売促進に努め、地域の産業振興を図りながら、「知る・くつろぐ・食する・買い物・体験・観る」といった要素を複合した施設運営を展開し、都市と山村との交流の促進、魅力あるまちづくり、地域の活性化に貢献できるよう努力してまいります。

なお、平成20年12月1日に施行された公益法人制度改革関連三法に基づく一般財団法人認可に向けての作業に鋭意注力してまいります。

以上の状況を踏まえ、当財団においては、本年度、以下に掲げる事業を実施し、利用者にとって魅力ある施設づくりに努めてまいります。

## 2 事業の概要

### (1) 「道の駅 織部の里もとす」の本体施設（道路情報館、公衆トイレ、駐車場、公衆電話）の管理運営に関する事業

一般道路利用者の利便性、安全性、快適性の向上を図るために、本巢市から委託を受けた道の駅の本体施設を良好な状態で管理運営するものであって、終日及び通年利用に供することによって一般道路利用者の安心・ゆとりの運転に寄与し、より良い社会の形成の推進を図る。

### (2) 市民等の文化活動、教育活動、福祉活動等における集会及び展示並びに古田織部に関する歴史・文化を情報発信するための山門施設及び織部展示館の管理運営に関する事業

市民等の文化活動、教育活動、福祉活動等の活性化及び郷土の偉人・古田織部の人物像や業績の周知を図るために、山門施設の貸与と織部展示館の管理運営を行うものであって、良好な環境の下での市民の文化活動の企画立案とオリベイズムの普及・啓発を通じて産業及び文化の活性化の推進を図る。

### (3) 家族間等の交流を目的とした「ふれあいの場」としての「そば打ち体験館」及び「絵付け体験教室」の管理運営に関する事業

体験活動を通して家族間・世代間・地域間のコミュニティの向上を図るために、そば打ち体験及び絵付け体験教室を実施するものであり、親子等が共同で作業することを通じて、日本古来の食や文化を知り、ひいては岐阜県及び本巢市が提唱する地産地消の運動に寄与する。

### (4) 地元農林業者が生産する農林産物直売施設の管理運営に関する事業

当財団主催の野菜栽培講習会を受講した地元農林業者が生産する農林産物を販売する農林産物直売施設を管理運営することによって、消費者には「安全・安心・新鮮・廉価」な農林産物を提供し、また、生産者である農林家経済を潤し、地域の小規模事業者の販売拠点として、地域経済の発展に寄与する。

## **(5) 地元の農林水産物及び県内産食材を積極的に活用したレストラン及び喫茶の管理運営に関する事業**

「織部の里」にふさわしいそば料理中心のメニューを取りそろえたレストランや抹茶も楽しむことができる喫茶室を管理運営することによって、地元産農林水産物を食材として積極的に活用するとともに、道の駅の休憩機能を補完し、一般道路利用者にとってのオアシス的な機能の充実を図る。

## **(6) 地域の特産品等を販売する特産品等供給施設の管理運営に関する事業**

地元を中心とした個人及び中小企業者が生産する地域の特産品等を販売する特産品等供給施設を管理運営することによって、消費者には地域の特色ある特産品を提供し、また、地域の小規模事業者の販売拠点として地域経済の発展に寄与する。

## **(7) 地元の農産物及び県内産の食材を活用したファストフード店の管理運営に関する事業**

手軽な飲食を提供するファストフード店を管理運営することによって、道の駅としてふさわしい良好なサービスを提供し、道路利用者の利便性、快適性の向上と地域の振興に寄与する。

## **(8) 一般財団法人認可申請に関する事務**

平成20年12月1日に施行された公益法人制度改革三法においては、平成25年11月30日までの5年間の移行期間中に、公益財団法人又は一般財団法人のいずれかに移行することとされている。

当財団においては、「一般財団法人」を指向することとし、一般認可申請に向けて作業を進めているところである。

認可申請に当たっては、本年秋口に一般認可申請すべく鋭意作業を進めていくこととする。